最終更新日：2020年7月3日

ニプロ株式会社
代表取締役社長　佐野　嘉彦
問合せ先：総務人事本部総務部　林　比佐志　TEL:06-6375-6700
証券コード：8086
http://www.nipro.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社およびニプログループ各社（以下「当社グループ」という。）を取り巻く企業環境は、国際的な競争の激化、医療関連技術の劇的な進歩等により、迅速果断な経営判断が困難になりつつあります。
当社グループは、このような状況下で、当社グループの事業継続、持続的成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題の一つとして、実効的なコーポレートガバナンスを追求することを基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】
≪政策保有株式の保有に関する方針≫
当社は、当社グループの属する医療機器・医薬品関連産業においては、企業の事業継続と安定的な成長が人々の生命・健康の保持に必須の課題であり、原材料の調達先のみならず供給先における経営の安定および事業継続、並びに緊密な取引関係の維持が、当社グループの円滑な事業継続に必要不可欠であると認識し、当社の企業価値の向上に資すると認められる相手先については、合理的な範囲内で株式を政策的に保有することを方針としています。また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていないと考えられる場合には、保有先企業と十分な対話を経たうえで、処分・縮減を進めることを方針としています。

≪政策保有株式の保有の適否についての検証の内容≫
当社は、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、保有目的の適否、保有に伴う便益やリスクと資本の効率性を具体的に精査し、保有の適否を検証することとしています。

≪政策保有株式の株主権の行使≫
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および保有先企業の経営、事業の安定化に資するか否かを基準に、保有先企業の株主総会における議決権の行使その他の株主権を行使しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者との間で取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう会社法および当社職務権限規定に基づき体制を整備するものとし、会社法または当社取締役会規則に基づき事前に取締役会の承認を要する取引を行う場合には、十分な審議のうえ承認を得て実施することとしています。また、取締役会は、これら取引について、取引継続中または終了後も必要に応じて監視する体制を整備しています。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に資産運用を委託し、当社の企業年金担当部門（総務人事本部）が定期的にスチュワードシップ活動の取り組み状況等についてモニタリングを実施しています。当該部門においては、運用機関に対するモニタリング等の適切な活動が実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めています。また、議決権行使については運用機関に一任し、運用機関において利益相反管理に係わる方針の策定・公表を求めるものとしています。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1) 経営理念等
当社グループの経営の根幹ともいえる「社是」「経営理念」「中期経営計画」については、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（URLは次のとおり。以下、同様。）の別紙1をご参照ください。
http://www.nipro.co.jp/ir/governance/document/guideline.pdf
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」および当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第2条をご参照ください。
(3) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続き
当社取締役の報酬に関する方針および決定方法については、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第22条第7項に規定しておりますのでご参照ください。
(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社の経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第22条第6項に規定しておりますのでご参照ください。また、監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、同ガイドライン第23条第1項に規定しておりますのでご参照ください。
(5) 経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明
当社の経営陣幹部・取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明については、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第30条に規定しておりますのでご参照ください。

【原則4-1(1)経営陣に対する委任の範囲】
当社取締役会は、経営の基本方針のほか法令上取締役会の専決事項とされている重要な業務執行について決定し、当該事項以外の業務執行については、原則として、当社グループの最高経営執行責任者である代表取締役社長または業務執行取締役として選定された取締役が取締役会の委任を受けて、その委任の範囲内で当該業務執行を決定し執行しています。
代表取締役社長は、業務の効率的かつ円滑な実施のため必要があるときは、自ら指定した取締役その他の経営陣に対し、当社職務権限規定に基づき、当該業務を行わせています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、金融商品取引法が定める基準を踏まえ、社外役員（社外取締役・社外監査役）の独立性判断基準を定めています。
同基準は、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の別紙2をご参照ください。

【原則4-11(1)取締役会の構成】
当社は、医療機器、医薬品、硝子製品の製造販売を主な事業とし、全世界の市場に向けた積極的な事業展開を指向しており、事業規模の拡大に伴う適正規模とジェンダーや国際性の面を含む多様性とを両立した経営陣幹部の存在を必要とし、これら経営陣幹部が業務執行の責任者（取締役）として、所管事業を推進する役割と責務を担うことが、会社の持続的成長と企業価値の向上が図れるものと認識し、今後も必要に応じて、定款の定める範囲内で取締役の員数調整を柔軟に行っていきます。

【原則4-11(2) 社外取締役・社外監査役の兼任状況】
一般に、取締役および監査役は、委任した会社に対し、法令上、善管注意義務を負っており、更に当社役員については、ニプロコード・オブ・プラクティスに基づき職責に応じた職務専念義務を負っています。一方、社外役員については、兼任先における職務との兼ね合いがあり、当社役員における職務遂行のための時間配分等が問題となることから、社外役員の選任の段階において、当該社外役員の兼任によって生じる双方の支障の程度、利益相反関係等を慎重に検討しています。
また、就任後の兼任関係については、随時報告を受けることとしており、重要な兼職の状況については、株主に提供する事業報告の「会社役員に関する事項」の欄で毎年開示しています。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社は、取締役会における機能向上を図るための取組みとして、2016年度から取締役会の実効性に関する評価を毎年実施しております。
2019年度の分析・評価の概要は以下の通りです。
1．分析・評価方法
当社取締役会は、2019年度における取締役会の実効性を分析・評価するために、外部機関に依頼し、2020年3月に「取締役会評価に関する質問票」を全ての取締役および監査役に配布し、回答を得たうえで外部機関が客観的な立場から取り纏めを行い、その集計・分析結果に基づき、取締役会の分析・評価を行いました。
なお、質問票の大項目は以下のとおりです。
（1）取締役会の役割・機能
（2）取締役会の構成・規模
（3）取締役会の運営
（4）監査機関との連携
（5）経営陣とのコミュニケーション
（6）株主・投資家との関係
2．分析・評価結果の概要
上記による分析の結果、2019年度も当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は相応に確保されていると評価しました。
取締役会の強みとしては、経営理念等を踏まえた十分な議論が実施され、意思決定の迅速さを高く評価する意見がある一方、取締役会の実効性をさらに高めていくために取り組むべき課題として、以下の課題を抽出しました。
（1）取締役会の構成・規模については、監督と執行の分離などの取締役会のあり方やグローバルな事業展開を見据え、適切な規模や国際性やジェンダーの観点からの多様性を意識し、社外取締役の増員・割合の向上を引き続き検討
（2）取締役会の運営については、指名・報酬に関する事項の議論充実、審議充実の観点から、報告事項やそのあり方を検討するとともにモニタリングの強化、中長期的な経営課題の審議充実に向けた議題の設定や取り組みの推進
3．今後の対応
当社取締役会は、評価の結果を踏まえ、取締役会のさらなる実効性の向上のために継続的な取組みを行ってまいります。

【補充原則4-14(2)トレーニング方針】
当社が、取締役および監査役が期待される役割・責務を全うするため必要なトレーニングとして現在検討している内容は、以下のとおりです。
(1) 社外役員を除く取締役対象研修
エグゼクティブとしてのリーダーシップを高めることに資する知識・スキルに関するもの
(2) 社外役員対象研修
会社概要、経営理念、経営状況、各事業に係る業界の動向等
(3) 全役員対象研修
コーポレートガバナンスに関する事項、コンプライアンス研修、役員関連諸規定、その他役員の資質向上のために必要と認められる各種セミナー等

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との対話の統括責任者は、代表取締役社長とし、経営企画本部と総務人事本部がIR担当部署としてこれを補助し、両部門間で情報共有を行うなど有機的な連携を確保しています。
当社は、年2回の決算説明会の開催と年1回の東京証券取引所主催のIR説明会の出展をするとともに、株主や投資家に向けて、四半期毎に当社ウェブサイトにおいてIR資料を公表しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気硝子株式会社	20,225,900	12.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,504,600	5.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,365,700	3.29
株式会社りそな銀行	4,414,700	2.71
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385632	3,251,000	1.99
エスエスビーティーシークライアントオムニバスアカウント	2,971,508	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,814,600	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,289,400	1.40
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385151	2,187,445	1.34
株式会社かんぽ生命保険	2,052,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注)
1 当社は自己株式を8,362千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
　日本マスタートラスト信託銀行株式会社8,504千株
　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社10,469千株
3 令和2年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者である、ノムラインターナショナルピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が令和2年2月28日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として令和2年3月31日現在における次の3名の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,205千株	2.95%
ノムラインターナショナルピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB,United Kingdom	1,175千株	0.67%
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	5,378千株	3.14%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	40 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	28 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中良子	他の会社の出身者											
大水美名子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

田中良子	○	―――	田中良子氏は、前職・現職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として適任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
大水美名子	○	―――	大水美名子氏は、前職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、客観的な立場から経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として適任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とする「報酬諮問委員会」を設置しています。当社の報酬諮問委員会は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役といたしております。
報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議の上、意見を決定し、その内容を取締役会へ答申します。
①取締役等の報酬等に関する株主総会議案
②取締役等の報酬等を決定するに当たっての方針
③取締役等の個人別の報酬等の内容
④その他取締役等の報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項
その活動状況としては、2020年4月から2020年6月の期間は1回開催され、取締役の個人別の報酬額、報酬水準の妥当性の検証等を行いました。
現在の委員の氏名及び出席回数は以下のとおりです。
（独立社外取締役）（委員長・議長）田中 良子　出席回数1回
（独立社外取締役）　大水 美名子　出席回数1回
（総務人事本部長）　中村　秀人　出席回数1回
なお、事務局としては総務人事部がこれにあたることとし、事務局長1名と事務局員若干名を配置し、指名・報酬諮問委員会の職務を補助することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、法令、定款および監査役会規定に基づき、監査業務を実施しております。各監査役は監査役会で定めた監査方針および業務分担に従って、各監査業務を遂行しております。
当社グループの監査業務について会計監査人とも連携し、随時に会合を持つ他、懸案事項、問題点等があれば相互に報告しあうなど、監査業務の適正な遂行に努めております。
会計監査人の名称　ひびき監査法人
監査業務を執行した公認会計士の氏名
坂東和宏　石原美保　中須賀高典
当該監査法人での監査継続年数　12年
監査報酬の額　83百万円

【その他重要な報酬の内容】
当社の在外連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているPKF International グループに対して、監査証明業務に基づく報酬60百万円を支払っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
入江　一充	他の会社の出身者													
長谷川　正義	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

入江　一充	○	―――	入江一充氏は、前職で培った経験を監査業務に活用し、高所･大所より優れた見識を当社の経営管理に役立てるとともに、社内監査役との連携を図るなど、積極的に監査に必要な情報を収集し、社外監査役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外監査役として適任であると判断している。 また、当監査役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監査監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
長谷川　正義	○	―――	長谷川正義氏は、前職での豊富な経験とその経験を通じて培われた優れた見識を監査業務に活用し、客観的な立場、高所･大所より当社の監査業務、経営管理に適切な指導、監督に役立てるなど、社外監査役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外監査役として適任であると判断している。 また、当監査役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監査監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

会社の指標とする利益率に応じた業績スライド配分方式を採用している。
目下、業績評価指標を単体ベースのＲＯＥ(株主資本利益率)と定め、それに応じて、株主総会で決議された限度額の範囲内で、所定の配分方式により、個別のインセンティブを決定する。なお、ＲＯＥは「単体ＲＯＥ：連結ＲＯＥ＝１：３」の比率で計算したものを使用している。
また、取締役(社外取締役を除く。)の報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、2020年6月26日開催の第67期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT(＝Board Benefit Trust)）」を、決議し、導入している。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容
　取締役報酬　２６８百万円（うち社外取締役１２百万円）
　監査役報酬　１２百万円（うち社外監査役４百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬等
取締役の報酬等は、取締役会または取締役会で定める一定の基準にもとづき決定しております。
固定報酬については世間相場および社員給与の水準が考慮され、業績連動報酬については業績連動型スライド制に基礎をおく一定の算定方法にもとづき、業績連動型株式報酬については2020年６月26日開催の第67期定時株主総会において上記の取締役の報酬とは別枠で決議いただいており、取締役会が定める業績連動型役員株式給付規定に従って、役員退任時に給付を受けることとしております。
退職慰労金については株主総会で承認される上限額の範囲内で取締役会の決議にもとづき
支給することとされております。

・監査役の報酬等
基本報酬については監査役の協議により、決定しております。

なお、取締役および監査役の報酬額については、株主総会の決議によりそれぞれの限度額を決定しております。
平成２２年６月２５日開催の第５７期定時株主総会の決議により取締役の報酬額は年額800百万円以内、
平成１９年６月２７日開催の第５４期定時株主総会の決議により監査役の報酬額は年額30百万円以内となっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役をサポートする選任スタッフは配置しておりませんが、総務部のスタッフがサポートしています。
重要な会議等の開催にあたっては、書面または電子メール等の方法により事前に資料配付するなど、適切な情報提供に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

１．当社では、事業部独立型の経営管理システムを構築し、責任体制の明確化と管理体制の強化に努めています。
２．重要な業務執行については、職務権限規定に基づき稟議等の申請手続を経るほか、経営上重要な意思決定については、取締役会に付議し、決定しております。
３．月１回以上開催される定例取締役会では、重要な意思決定をする他、業務執行状況の報告、協議検討を行います。
４．取締役会には、グループ主要各社の代表者が出席し、事業活動の進捗内容および懸案事項を審議し、機動的な意思決定を進めております。
５．各監査役は、監査役会で定めた監査方針および業務分担に従って、取締役会等の重要な会議に出席する他、取締役、従業員等からの報告聴取、重要書類を閲覧するなど監査業務を遂行し、定期または随時に監査役会を開催し意見交換、協議を行っております。
６．当社では内部監査体制の充実を図るため、社長直轄の監査室を設置し、会計監査、業務監査、組織・制度監査を定期的および必要に応じて随時行っています。経営合理化および効率性の向上に資するとともに、不正、過誤の防止に努め、あわせて監査役、会計監査人の行う監査の円滑な遂行に寄与しています。
７．当社会計監査の業務を執行した公認会計士は、坂東　和宏氏、石原　美保氏、中須賀　高典氏の3名であり、会計監査法人・ひびき監査法人に所属しています。また、当社の会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士１９名、その他2名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役の職務の執行を監査する監査役会によるコーポレートガバナンス体制を構築しています。
独立した立場から経営管理に適切な助言、指導を行い、監督機能を高めることを目的に、当社は社外取締役を２名選任しております。社外取締役は取締役会等の重要な会議に出席し、社外の独立した立場で、幅広い見識と豊富な経験を当社経営の監督に活かしております。
また、２名の社外監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し適切な発言・助言を行うことにより、独立的な立場で取締役の職務執行を常にモニタリングするほか、会計監査人、子会社監査役とも連携することにより円滑かつ積極的な監査の実効性が確保されています。
この体制により、当社のコーポレート・ガバナンスはより強化できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の２１日前に発送。早期情報開示の観点から、発送前に招集通知のWeb開示を実施。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を採用。また、株式会社ＩＣＪの「議決権行使プラットフォーム」に参加。
招集通知（要約）の英文での提供	自社ホームページ・株式会社ＩＣＪの議決権行使プラットフォームへの掲載

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	【アナリスト・機関投資家向け】 期末決算・中間決算について東京で実施（2020年はWeb会議で実施） 【個人株主・投資家向け】 年１回の東京証券取引所主催のIRフェスタへ出展	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・アニュアルレポート・決算短信・株主通信・招集通知・株主総会説明資料・総会決議通知・決算説明会資料・IRカレンダー等を掲載	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	取締役および使用人の法令等・企業倫理順守に関する基本的な行動指針として「ニプロコード・オブ・プラクティス」を定め、当社に関連するすべてのステークホルダーに対する基本的考え方、具体的行動指針を示し、事業活動を通してこれらの人々のより良い生活と利便の提供を図ることが当社の企業として存在意義であるとの経営理念を明記しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	お客様、お取引先、株主その他の投資家の方々、地域社会など、多くのステークホルダーに支 えられ、事業活動を行っています。厳しい経営環境にありながらも、社会的存在としての立場を 自覚し、責任ある行動を取ることこそが、すべてのステークホルダーの信頼を獲得し、存在意義 を果たすことのできる基本的な経営姿勢であると理解しています。 環境問題、製品の安全・安心対策、社会貢献活動、反社会的勢力排除等、社会的課題に取り 組むことにより、豊かで暮らしやすい社会の実現に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□内部統制システムについての基本的な考え方

企業を取り巻く経営環境がグローバルに激変する昨今、経済効果だけを尺度とする企業経営のあり方や姿勢が厳しく問われています。企業の社会的責任の自覚の欠如が指摘されることも少なくなく、企業の構成員一人ひとりが社会人としての原点に立ち返って、法令、企業倫理を順守するという基本姿勢を今一度再認識することが求められています。

このような社会的背景を踏まえ、事業活動を通して社会に貢献するという当社の基本理念を再認識し、企業として社会人として適切、的確な行動を取ることこそ、企業およびその構成員にとって求められていることであり、世界に冠たる真の国際企業となるための最も重要な経営課題の一つであると考え、日々の事業活動に邁進しております。

□内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第5項に定めるいわゆる内部統制システムに関する基本方針を、平成27年4月28日開催の取締役会において一部改正することを決議し、同年5月1日より実施しております。

当社では、事業部制に依拠するグループ全体の内部統制基盤の構築に努めております。月1回以上開催されるグループ経営会議では、当社取締役および監査役の他、グループ主要各社の代表者が出席し事業活動の進捗内容の報告、重要な業務執行の決定の他、懸案事項の審議を行っております。また、役員、従業員における法令等・企業倫理遵守に対する意識の向上を図るため、「ニプロ コード・オブ・プラクティス」を定め周知徹底を図るとともに、各種法令遵守マニュアルを作成し、ポータルサイトに収載するほか、社内通報システムの導入によるリスク情報の収集と対応、ネット掲示板やイントラネットを利用して適宜に情報配信するなど、啓発活動の普及、促進に努めております。これらの内部統制システムは、当社グループ各社の役員・従業員を対象とし、相互に緊密な連携を図ることで、統一的な管理体系に基づき運営されています。

●リスク管理の一環として、当社は、経営に重大な影響の及ぶおそれのあるリスクをトータルかつ適切に認識、把握するため、経営リスク管理規定を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを構築しております。グループ全社にわたる横断的な運営を図るため、経営リスク管理委員会を設置し、リスクやクライシスに対する未然防止、回避、再発防止など、リスク管理に関する推進体制の強化に努めるほか、社長を委員長とする賞罰委員会を設置し、処罰等に関する適正な運用を通して経営の健全化に努めております。また、「ニプロ防災危機管理ハンドブック」を作成、グループ全従業員に配布し、いかなる災害が起きても冷静かつ適切に行動すること、事業継続計画を適宜見直し更新すること等周知徹底を図っております。さらに、コンプライアンス研修の全国展開の強化、リスク管理体制の充実のため、総務部内に「コンプライアンス課」を設置し、従業員に対するコンプライアンス意識の徹底を行っています。また、従業員からの内部通報窓口を社内イントラネットの通報窓口のみならず外部の弁護士事務所にも設けることで、従業員からの信頼感を担保するとともに、より一層のコンプライアンス体制の強化を図っております。

●会計監査人は、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性に関し、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して評価し、必要があるときは経営者に対しその意見を表明し、内部統制の整備、充実に努めております。

●子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の一環として、当社は、関係会社管理規定およびその細則を制定し、子会社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務づけるほか、同規定に定める一定の事項について、定期および随時に当社へ報告する体制を整備しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

近年、暴力団などの反社会的勢力は、一般の企業活動を装い、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて巧妙な活動を繰り返しています。当社は、社会的責任の観点から、これら反社会的勢力を社会から完全に排除し、秩序ある安全な市民社会の構築を目指すべく、一切の関係を排除するとともに、威嚇や不当要求に屈することのない毅然とした対応で臨むことを会社の基本方針にしております。

□反社会的勢力に向けた整備状況当社では、反社会的勢力による事業活動への関与を防止するため、役員および従業員に配付し、かつ企業内イントラネットでいつでも参照できるコンプライアンスハンドブック（ニプロコード・オブ・プラクティス）に暴力団や総会屋などの反社会的勢力に対する関係の一切排除を定め、順守するよう徹底しております。

また、使用人等の安全確保と被害の未然防止を図るという企業防衛の観点から、有事の場合に備え民事介入暴力その他の刑事犯罪に対処するための「反社会的勢力対策マニュアル」を準備、企業内イントラネット上に収載し役員および従業員がいつでも参照できる状況にしております。

当社では、経営リスク管理の一環として経営リスク管理委員会を置き、その事務局である本社総務人事本部が各事業部におけるリスク事案の発生に対し適宜の情報提供と関係機関との連絡、調整を行っています。

総務人事本部では、平素より所轄警察署や暴力追放運動推進センターなど外部機関との連携強化を図るとともに、企業防衛対策協議会に参加し各社の企業防衛に対する取組内容等の研修や意見交換に努めるほか、それらの情報を活用し反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築しております。また、具体的に不当要求事案その他民事介入暴力が疑われる事案が発生した場合に備え、弁護士その他の専門家に相談する体制を整備し、また所轄警察署や関係官庁との連携により適切な対応が行えるよう常日頃から関係強化を図り、組織全体として反社会的勢力の根絶に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

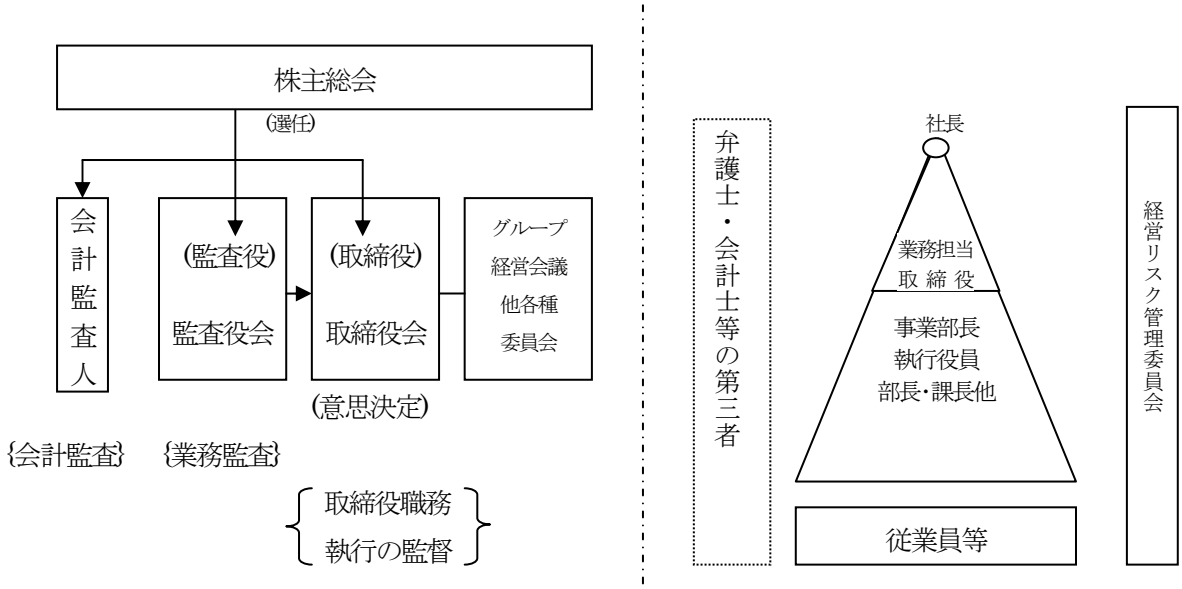
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜コーポレート･ガバナンス体制の模式図＞

（2020 年 7 月 3 日現在）

1. 内部統制システム



2. 会社情報の適時開示に関する体制

